

公益財団法人体力づくり指導協会役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人体力づくり指導協会（以下「この法人」という。）定款第13条第2項（評議員の費用弁償規程）及び第27条第2項（役員等の費用弁償規程）及び第28条第3項（相談役及び顧問の費用弁償規程）の規定に基づき、この法人の評議員及び役員及び顧問等（以下「役員等」という。）の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(費用弁償の種類及び金額)

- 第2条 役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料（食事料金を含む。））を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等を支給する。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。
- 3 役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前第2条第2項の交通費実費弁償等及び第3項の特別の経費は、役員等が前第2条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人体力づくり指導協会の設立の登記の日から施行する。